

平成28年第1回竹原市議会定例会議事日程 第5号

平成28年3月4日(金) 午前10時開議

会議に付した事件

日程第 1 一般質問

(1) 宇野武則 議員

平成28年3月4日開議

(平成28年3月4日)

議席順	氏名	出席
1	今田佳男	欠席
2	竹橋和彦	出席
3	山元経穂	出席
4	高重洋介	出席
5	堀越賢二	出席
6	川本 円	出席
7	井上美津子	出席
8	大川弘雄	出席
9	道法知江	出席
10	宮原忠行	出席
11	北元 豊	出席
12	宇野武則	出席
13	松本 進	出席
14	脇本茂紀	出席

職務のため議場に参加した者は、下記のとおりである

議会事務局長 西口広崇

議会事務局次長 住田昭徳

説明のため議場に参加した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名	出 欠
市 長	吉 田 基	出 席
副 市 長	細 羽 則 生	出 席
教 育 長	竹 下 昌 憲	出 席
総 務 部 長	中 川 隆 二	出 席
市 民 生 活 部 長	今 榮 敏 彦	出 席
建 設 産 業 部 長	谷 岡 亨	出 席
教 育 委 員 会 教 育 次 長	久 重 雅 昭	出 席
公 営 企 業 部 長	宮 地 憲 二	出 席

午前9時57分 開議

議長（北元 豊君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議事の都合により、暫時休憩します。

午前 9時57分 休憩

午前10時07分 再開

議長（北元 豊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お手元に議事日程表第5を配付致しております。この日程表のとおり会議を進めます。

昨日に引き続き一般質問を行います。

質問順位6番、今田佳男議員は欠席されておりますので、会議規則第51条第4号により通告の効力を失っておりますので、報告致します。

続いて、質問順位7番、宇野武則議員の登壇を許します。

12番（宇野武則君） 議長より発言の許可を頂きましたので、一般質問を行ってまいります。

1番目に、NPO法人たけはらふれあい館について伺います。

同施設は築30年経過、平成21年、NPO法人たけはらふれあい館と創建ホーム株式会社において賃貸借契約を締結、初年度家賃、年額は92万円、平成22年は96万6,000円プラス4万6,000円、平成23年は136万円プラス39万4,000円、平成24年は180万円プラス44万円、このような家賃改定が正常な公金支出とは到底理解できないが、是非市長の御見解を伺います。

あわせて、同施設入り口自動ドア4枚、金額40万6,625円が公金で支出されている。市長答弁では、契約書15条（協議）を主理由にしておりますが、解釈の誤りは明らかで、このような事例は民法による判例で確定、また一般常識からも家主負担は明らかであります。この点について、是非市長の御見解を伺います。

竹原市地域情報通信基盤整備事業について伺います。

1点目として、私は前記事業について、一般市民の立場で竹原市情報公開条例に基づいて多くの関係資料の提出を求めてまいりました。一昨年11月、市議選において議席を得て、同年12月議会、その後の定例議会においても繰り返し質問してまいりました。2カ年の継続事業で2件もの随意契約によって公金が支出されている。私たち議員は市民の代

弁者であり、行政に対するチェック機関として不透明な公金支出に対しては厳しく正していく使命があります。本件事業について、基本である実施設計について再度伺います。

予算額は3,248万2,800円、たけはらケーブルネットワークから京都府のシステム通信株式会社へ再委託、同社は2012年7月19日破産、私方弁護士さんから相手方破産管財人日下部和弘弁護士さんに対し、たけはらケーブルネットワークから支払われた金額の照会を求めたところ、次のとおり回答を頂きました。

システム通信株式会社の元帳から支払われた金額は、平成22年2件、84万円と97万6,500円、平成23年は143万8,500円であります。たけはらケーブルネットワークからシステム通信株式会社に支払われた金額と事業について、どのように把握されておられるのか伺います。

あわせて、設計監理業務は808万6,050円、たけはらケーブルネットワークから東京都の三伸システムエンジニアリング株式会社へ再委託。私は、同社代表益田満男氏に対し質問書を郵送。同氏返信では、同社の佐々木信治氏を現場責任者として竹原市に常駐、調査、実施設計、設計監理業務を滞りなく実施、事業内容についてはたけはらケーブルネットワークに提出と回答を頂きました。市はこの事実を確認されたのか伺います。

次に、情報公開請求によって確認事項について、たけはらケーブルネットワークから前記両者に実施設計、設計監理業務を再委託されたことは明らかであります。私は、事業と金額は一体と認識しており、市に対して下請金額の提出を求めたが、たけはらケーブルネットワークに金額の提出を求めているとの回答。法的根拠については、説明を求めたところ公文書不在と回答。竹原市地域情報基盤整備事業の実施設計、設計監理業務契約は委託契約であり、委託契約書の中で一括再委託の禁止、第7条、乙は業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。2として、業務の一部を第三者に委託の場合、竹原市の承諾を得るとある。事業内容、金額の提出を求めないと、何を基準に確認するのか伺います。

さきの定例議会において、設計書の所在についての質問に対して市で保管と答弁。現在の課で保管されているのか、また設計書の閲覧を求めたいが、提出は当然と思いますが、市長の御見解を伺います。

次に、引き込み事業について伺います。

この事業は、幹線ケーブル、その他の附帯工事とは別事業と理解しております。その理由は、各家庭、事業所等の契約によって工事が実施されるからであります。私の情報公開

請求に対する回答では、平成22年末3,000件、平成23年末3,200件、平成25年末3,276件と回答されております。このように理解してよいのか伺います。

あわせて、平成22年、23年度分については、引き込み事業費平均1件につき8万8,000円で全て公費と理解しておりますが、この点について伺います。

平成23年度引き込み事業、1期分9,416万9,250円、2期分1,480万5,000円、株式会社立芝と随意契約、全て年度内に完成したのか伺います。

次に、幹線ケーブル賃貸借契約について伺います。

竹原市情報通信基盤整備事業施設の賃貸借に関する契約が、竹原市長、たけはらケーブルネットワーク社長間において平成23年4月1日に締結されている。幹線ケーブル使用料について、別紙に定める経費を基準に算定した金額とするが、現在どのように処理されているのか、あわせて電柱所有者、中電、NTT両社に対する平成22年以後の使用料の支払いについて伺います。

以上、壇上での質問を終わりますが、答弁によっては自席で再質問させて頂きたいと思っております。

議長（北元 豊君） 順次答弁願います。

市長。

市長（吉田 基君） 宇野議員の御質問にお答え致します。

まず、1点目の御質問についてであります。NPO法人ふれあい館ひろしまの現在の賃貸借料である年額180万円につきましては、建物の規模等から判断し、適正な額であると認識しており、平成19年度の事業開始当初の施設の賃貸借料については、施設所有者が同法人の設立趣旨に賛同し、事業運営を支援することとして一定期間無償貸し付けすることとされていたものであり、その後事業の継続性などから同法人と施設所有者の双方で協議した結果、一定の額の賃借料を負担していくこととして、平成21年度以降、段階的に各年度の賃貸借料を定めたものであり、平成24年度から現在の賃貸借料に至ったものとなっております。

施設の自動ドアの修繕につきましては、民法第606条第1項において「賃貸人は、賃貸物の使用及び収益に必要な修繕をする義務を負う」と規定されておりますが、同規定は強行規定ではなく任意規定であるため、特約事項等で賃借人による修繕ができることとされており、本件修繕は賃貸借人双方の間で締結している建物賃貸借契約書第15条に規定されている協議に基づき、賃借人が修繕の費用について負担することを賃貸借人双方が合

意して自動ドアの修繕を行ったものであると認識しているものであります。

次に、2点目の御質問についてであります。竹原市地域情報通信基盤整備事業の実設計及び設計監理業務の一部下請再委託につきましては、設計、設計監理委託契約書第7条に基づき、株式会社たけはらケーブルネットワークから提出されたシステム通信株式会社と三伸システムエンジニアリング株式会社のそれぞれの下請負人選定通知書により、再委託の業務内容を確認し、承諾しており、元請会社である株式会社たけはらケーブルネットワークの管理のもと、滞りなく履行されたものとなっております。株式会社たけはらケーブルネットワークからシステム通信株式会社に支払われた金額につきましては、当事者間の契約に基づくものであるため把握しておりませんが、一部再委託の業務内容については、下請負人選定通知書に記載された委託内容について、調査、実施設計及び設計監理仕様書を内容とする業務と照らし合わせて確認したものであります。

発注に使用した設計図書については総務課で保管しており、閲覧可能となっております。

公文書公開請求に関する回答内容につきましては、平成25年3月1日時点における各年度末の加入申込件数として示したものであり、また御質問にあります8万8,000円につきましては、平成23年度1期工事の全体事業費を加入申込件数で単純に除して算出したものであります。

なお、平成22年度及び23年度の引き込み工事費については全て公費負担であり、当該事業については全て年度内に完了しております。

中国電力及びNTTに対して本市が支払った電柱使用料につきましては、運用開始後の平成23年度以降について、年間約800万円から840万円となっており、これについては本市と株式会社たけはらケーブルネットワークの間で締結している竹原市情報通信基盤整備事業施設の賃貸借に関する契約書に基づき、賃貸借料として適正に処理しているものであります。

議長（北元 豊君） 12番宇野武則議員。

12番（宇野武則君） ふれあい館については、一口に言ったら、市長の母校である忠海東小廃校とこの施設の存続する理由がどこに整合性があるのかなというふうな強い思いがあります。これは今後の、市長、次の選挙に出られるかどうかよくわかりませんが、市長の決断で処理する、市長の意思を今後も引き続いて確認してまいりたいと。

この質問は再質問致しませんが、先般議長にお願いして、行政と議会の車の両輪という

ものはどういう立場でそれを理解するべきかということで、私がかつて7件の行政訴訟の中で代表なものがここへ2件ありまして、是非議員の皆様方に御了解を頂きまして披露致したいと思っております。

竹原市公共下水道事業基本計画、平成元年に策定されております。私は平成2年に議会へ出てこの資料を頂きました。この資料をつくるのに7回の議会が開かれております。当時の委員長は最長老の方でありました。3年に事業団との事業契約が提案されまして、私はその事業の差しとめを裁判所に求めて、2年半にわたる議会と行政を対象に厳しい議論を重ねてまいりました。これが1件です。

中四国フェリーの燃料の値上げ問題、これは平成3年に訴訟を起こしたものでございます。3年、4年、5年、6年に監査請求して却下されて、それで行政訴訟に踏み切った。この時は弁護団も3名投入致しまして。なぜかという、四国の方が3分の2議員さんがおられますんで、それからこちらの議会で質問ができない内容であったという経緯でございます。これは年に3遍ぐらい値上げをしておったものをやった。その裁判の途中で監査委員の監査請求をやった。これは困って総務省に問い合わせたところ、総務省も全国で初めての例であるということで、全国紙で大きく取り上げられたものでございます。

さて、ここからでございますが、私はこの係争中に市長が速やかにこの改善をしていったと、そして私の方にも連絡がありまして、市長室でもお話ししましたし、当時コーヒーの好きな市長でコーヒー店でも話を致しました。速やかにこの2件について、フェリーは臨時議会開いて、私の指摘したものについて速やかに改善されました。そして、その結果は逐次私の方に報告を頂きました。私もその経過を見ながら裁判所に和解案を提案し、裁判所の了解を得て裁判の取り下げをしたという経緯がございます。これが私は行政と議会の車の両輪であるというふうに理解しております。

なぜこういうことをやったかと、このフェリーなんかでもものすごい年月長いことやったんです。だから、今後このケーブルの質問に入りますが、こういう問題も出発点が狂うと300名近い職員が皆そのように右倣えになってくる。トップが改善を求めるとこは速やかに改善して、透明性を高めた行政運営が今日は特に厳しく求められると思います。そういう点で、このケーブルについて再質問してまいりたいと思います。

余談のような議論になりましたが、こういう市長と議員というものは、お互いの立場の法律に基づいた議論の場が設定されておりますし、そこは真剣にやらなくてはならないし、お互いに間違っただものは速やかに直して正しい道を歩んでいく、これが歴代の議長が



申し述べてきたように行政と議会の車の両輪というものであろうということで、あえて紹介させてもらったわけでございます。どうもありがとうございました。

ケーブルに入りますが、近年はプロポーザル方式というものが多くの自治体で採用されておりますことは私も承知しております。ただ、丸投げではないんです。募集した折に、東広島と三原は、竹原市の計画の中に儀礼的というんか、参画していましたが、三原市の例をとりますと、設計は自前、建設部の方で自前で設計されてます。だから、この公文書で頂いた設計に関し、あるいは設計監理に関することについては、事実、会社設立しておいて半年間で竹原ケーブルネットワークに丸投げした。丸投げということは、随意契約だから私はあえて丸投げと言うんですが。

そこで、副市長にお伺い致します。

現在本市に登録されている業者は、市内外で含め1,000社ぐらいあるんじゃないかと、私が過去調べた時にそれぐらいの数だと思いますが、副市長は市の指名競争入札参加資格審査会の会長であります。審査内容について、主要部分で結構でございます、基本があると思います。資格者、経歴、それから納税義務とか、この3点ぐらいでも結構ですが、その主なものについて伺いたいと思います。

議長（北元 豊君） 副市長。

副市長（細羽則生君） 今おっしゃられてる部分につきましては、建設工事の部分の指名ということで御答弁をさせて頂ければと思うんですが、業務の部分と建設工事の部分につきましては、そもそもの部分というのが変わりますので、建設工事に係る建設業法の工事に係るという部分の入札資格という部分の中で一般的にお話をさせて頂きますと、今議員おっしゃいましたように、営業所の所在地でありますとか業務実績でありますとか完工高でありますとか、建設業法で登録がどういうふうになされているか、あるいは技術者がどういうふうになっているか等々の入札参加要件があるというふう認識しております。

議長（北元 豊君） 宇野議員。

12番（宇野武則君） せっかくですから、私は質問させていただきますということで質問しております。

先般課長の方から通じてお願いしたと思いますが、だから土木建築だけじゃないんです、指名業者というのはたくさんあります。私も十分把握しておるんです、資料ももらっております。例えば、経歴の場合は2年以上というふうな答弁をしてもらわないと、こういう答弁だからかみ合わんのです。経歴が1年で指名業者になられんのです。あなたの会

長職は2年に1遍やるんですから、経営審査というのは。だから、各種事業で技術者が存在しない場合は審査の対象にならないでしょう。そういう答弁をもらいたいと思ってるんです。事実じゃから、それは。何の技術者もおらんのに指名業者に申請する業者は誰もおらんのです、それは土木業界でもそういう勉強会はしますから。2年以上の経歴を持って、申請するには3年になるんです。だから、最低3年の経審を出さないとあなた方の審査対象にならないのです。窓口でチェックされるようになるんです。技術者がおらん指名業者になるものがあるんですか、1件ぐらい。そこら答えてください。

議長（北元 豊君） 副市長。

副市長（細羽則生君） 技術者の要件の部分につきましては、建設業法上の部分と設計とか測量とかっていう部分のそれぞれの部分に基づいて変わってきますので、それは個別に設定されているというふうに考えております。

今おっしゃられる経営審査——経審の部分につきましては、経営審査っておっしゃられるように2年に1回申請するようになっておりますが、その経審を受けていることの部分をもって、その2年間という部分が、2年間竹原市の中の実績がないと入札に参加できないという部分についてはそれぞれの場面に応じて変えている。その部分については約款上定めてないというか、規定をしてないというふうに認識しております。

議長（北元 豊君） 宇野議員。

12番（宇野武則君） 全国が対象になるんで、だから1,000社と言ったんです。1,000社ぐらいおるでしょうと。竹原の業者は今50社ぐらいなんです。1,000社というのは竹原市にはいないのよ。そういう逃げるような答弁をせん方がええ。1,000社というのはだてに言っておるんじゃないんですから。全国の手も含めて、どっから指名願が出て、それは皆経歴がついとるんです。経歴と技術者がどういう、電気でも何でもそうです。電気の設計会社というのはごく限られたとこなんです。

私もこの質問するのは、広島県の一番大きな電気会社へ5遍行ったんです、勉強に。この細いケーブルを引くのにこの審査対象になるんですかというて。1本引けば、このケーブルは3ミリか4ミリぐらいの太さです。それでも、いろいろな台風の場合の風圧とかそういうものも皆調査するんですということでした。それはそうでしょう、電柱は限られたものですから、強度というのは。そこへ10トンぐらいのものを、ケーブルを置くわけにはいかん。だから、全部調査するんですという答えでした。当然設計者もおります。だから、私がこの発注者の責任を追及しようじゃないんです。こういうことが延々と続く

ていったら竹原市の、あなたが会長を務める経営審査の価値はなくなるんです。だから、半年の企業を随意契約をやった根拠はなぜでしょうということを私は言いたいんです。それやったらそれが前例になるんです。

プロポーザル、じゃああとは追加で質問しておきますが、私は東広島と大竹と廿日市の、是非市長の責任において設計がどのようにやられたか、それから竹原市の予算が非常に高く感じられますが、竹原市と東広島、東広島は19万人近い人数ですが、予算は増額なんです、何件の引き込みをやっとるかわかりませんが。是非この3市についての契約と、プロポーザルはプロポーザルなんです。だから、東広島は21年、22年にやって3社が、21年は2社がやり、23年は1社が競争入札やっております、竹原市のように、年度が変わっても1億円も随契やったようなところは1社もないんです。だから、是非この問題については、議長にも要請しなくてはならないと思いますが、これは今後公共事業を発注する基本中の基本ですから。この問題については絶対に私は妥協せんのです。もしあなた方が主張するんなら、いろいろな法的手段とってでも私はやるんですということをお願いしておきます。

それから、おかしいのは、ほかの建設に関わった立芝の工事は金額も下請名簿も全部出とるんです。設計を随意契約やったために、市が議会からの質問があってもよう求められんのか、求められん弱みがあったんか、前市長に。求められんことはないでしょう。だから、あなた方は法的根拠がないようなことを言うんですが、委託契約書7条について伺ったんです。再委託、乙の業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。2項として、乙は業務の一部を第三者に委託しようとする時はあらかじめ甲へ届け出て承諾を得るとなっております。一括下請か部分下請かというのは、金額を求めんにゃわからんです。3,200万円の設計料は、全額の場合は3,200万円、事務経費を引いても3,000万円を委託した。この委託契約書の確認は何をもってするんですか。これを教えてください。

議長（北元 豊君） 総務部長。

総務部長（中川隆二君） 株式会社竹原ケーブルネットワークとの契約の内容でございますけども、市長御答弁申し上げましたように、竹原ケーブルネットワークから下請負人選定通知書というのを頂いております、この中で委託部分という表示がございます。そこに、例えばシステム通信株式会社であれば、実施設計業務、総務省申請に関する業務等書かれておまして、ただし書きとして、上記項目の原稿作成までを委託し、その内容確認

と最終仕上げ作業は当社が担当します。この当社というのは、竹原ケーブルネットワークのことでございます。こういう通知書の内容によりまして、業務の内容を確認しておるといってございませう。

議長（北元 豊君） 宇野議員。

12番（宇野武則君） ああやってだんだんだんだん泥沼へはまっていくんですが。

だったら、ケーブルの本体の契約はどこがやったんですか。教えてください。

議長（北元 豊君） 総務部長。

総務部長（中川隆二君） 本体というのは、プロポーザル方式で業者選定をした竹原ケーブルネットワークのことであれば、竹原市と竹原ケーブルネットワークが調査設計、それから施工監理の契約をしております。

議長（北元 豊君） 宇野議員。

12番（宇野武則君） あなたわからんでしょう。初めに私がもらったのは、実施設計と設計監理分の公文書で提出を求めた。その後、総務省の手続とかなんとか出たんです。それはあなたらがちょっと勘違いしてるんですが、私がいつも言うように、設計部分とタネットは総務省の所管なんです、総務省の許認可事業なんです。だから、私はある代議士に連携として総務省の担当課長に電話したんです、直接。どんな仕事させているんならというて。宇野さん、うちは補助金出しようのだけです、その折3割補助だった。そうじゃないでしょうが、あと地方交付税で見るといって電話切ったんじやが。これはあなたら簡単に今答弁しておられるが、あの技術者は途中で雇うとるんです、際で。いよいよ会社をつくる際に雇うとる、山口県の。それは放送法、技術1級なんです、放送法。これは設計者じゃないんです。本来のこれこそが総務省の許認可を受ける技術者なんです。この技術者を置かないと申請できないんです。放送法、電波法含めて。だから、本体のケーブルの事業は設計は別なんです。しかし、その議論はまたとしても、創建ホームにそのたった4,000万円です、普通の設計事務所が受ける金額としたらそう大きいものじゃないんです。それをわけもわからんように分散して発注したということは、竹原ケーブルネットワークにその能力はなかったということを証明してるんです。それぐらいのことがわからんのか、あなた方は。だから、私がさっきもふれあい館の関係で、特に議長に御同意を頂いてこの事例を出したんです。だから、改善することは、こことここをやりますということがあなた方の責任なんです。ここで審議するんですから、我々は。審議したらその責任が伴うんです。だから、ええかげんな答弁は許しませんよと言よう。あなた方がそ

ういうふうには逃げるんなら、ちゃっちゃとこの3点について委託しましたと、この問題はこれだけの金額でどこに誰がやったんです、どの技術者です。技術のないことは絶対ないんです、この日本の今の法律の中で。

議長（北元 豊君） 宇野議員，冷静をお願いします。

1 2 番（宇野武則君） 冷静なんよ，私は。これぐらい冷静な者はおらん。市長が冷静じゃないだけよ。

だから，もうちょっとあなた方は直さにゃいかん部分は直さにゃいかんのです。副市長も県庁から来とんじゃから。1期工事11億円も立芝に発注して，2期工事は随意契約をやるような，今日広島県でどっこもない，調べてみんさい。だから，そういうところに全部が狂いがきとる。基本設計というのは，基本というのはこれが骨になるんじゃから，背骨に。事業を3年やろうが5年やろうが最後まで，完成するまでの設計書というのはここでできるんじゃから。東京の今度はオリンピックのスタジアムも皆そうよ。4年も5年もかかるが，設計書が骨になる。何年に分けてやっても，事業は年度年度の予算だからやるんじゃろうが。しかし，設計というのは絶対的なもので，ここが狂うたら今言うようにくい打ちも皆狂う。私はかつて学校を奥の方に建てる折に，斜めに3本くい打ちをしようた。もう2本増やして4カ所と真ん中やれば，ほぼ確定的に地盤が調査できようがというて5本やり出した。何で3本やりようるかというて，3本やるのに工期を遅らす理由にしようた，石が出たじゃ泥が出たじゃというて。業者はすうっと仕事がいったのに黙っとる。何か仕事が難しいのと思うたらそういう理由をつけて，それで竹原市はすっと乗りようた。それは私はいつもやかましゅう言ようた。契約というのはそういう甘いものじゃない。契約したら最後，その工期内に，多年度予算ですから，竹原市は。ええ仕事をして戻しなさいというのが私の基本的な姿勢なんです。だから，この問題は，あなた方は，はあ，なるほど，そうじゃったんかというような答弁を一回ももろうとらん。だから，半年で会社設立して半年で随契やったんじゃから。8月に会社をつくって2月に随契やった。というのは半年でやっとる，だから副市長に聞いた。半年で会社設立して，はい，どうぞというて。これやったら竹原市の指名審査というのは形骸化します。

それから，随契は，私はもう前回は議長に文書とめられて，随契は談合よりまだ悪いというて質問しよう思ようたんじゃが。

談合というのは，上が，天が決まっとなよ。競争入札が100万円なら100万円の，そこへ85万円とるか97万円，今度舗装なんかは97万円で談合してとった。談合と

というのは、談合する仕切り人がおるから談合罪が成立するんです、仕切り人が金もらって仕切ると。たったこの間までは談合は余り悪じゃなかったんです。しかし、最近は国民の目が厳しゅうなって談合、じゃが随契というのは、あなた方1億円簡単に随契やっておりますが、随契は天がわからんのだよ、我々審議せんから。8,000万円のできるんじやが、1,000万円ずつあと分けようと言われてもわからん。だから、こういう1つの事業で2つも随契やるような不透明な公金の支出は絶対に今後は許さん、訴訟してでも私は許さん。

だから、もう一遍、回り道になりましたが、設計について副市長、基本があるんです、基本が。何でもかんでも誰でもええんよ、プロポーザルというのはというような資格審査になるでしょう。2年以上の経歴が必要なんでしょう。土木でも電気でも何でも皆そうなんです。それぞれの資格を有しとるんがおるんです。無資格でやったら何ができるやらわからんのだよ。だから、1つ家建てるのも全部資格者がおります。今皆、吉名の浚渫でも何十社っております、関係者が。全部この間写真撮って帰った。この基盤整備だけは、それは排除です。プロポーザルでやったんじゃから問題にならないですよというような理屈にはならんのです。だから、私とかみ合わんのです。私もこの問題について、20年間この問題ばかりやってきましたから原理原則は絶対に私は曲げんのだよ。

だから、前にも言ったように、うちの後援会で指名業者が8社おりました。契約したら赤字が出てもええ仕事をして工期内で戻せというのが私の口癖じゃったんです。だから、指名停止になった業者もおります。絶対に私のところへは言ってきません。指名業者解除になって、後からこの間指名業者になったんですというぐらいの程度なんです。

だから、締めとして、私は行政と議会は車の両輪という原則はどこにあるんかというたら、お互いに譲るところもあるんです。しかし、今日答弁して議会在済んだ済んだと言ったんじや、それはらちあきません。何ぼ絵のようなものを文言を書いても、馬が動かんのじゃから、竹原市の場合は。だから、そういう点について今後適正に改善する意図があるんかどうか、市民に不審持たれないような公共事業を対応して頂きたいと思いますが、その点についてお伺いします。

議長（北元 豊君） 副市長。

副市長（細羽則生君） まず、一般競争入札の部分とプロポーザルの部分について、少し定義の部分をお話しさせて頂ければと思います。

基本的にうちの本市の中の指名審査委員会の部分につきましては、一般競争入札等々に

ついて入札資格要件等々定めているものでございます。今回の情報基盤事業につきましては、今後の運営事業っていう部分について、仕様等とかが最初の段階で定められないというようなこともございましたので、まず運営事業者を決めるという形の中でプロポーザル方式というのを特例的に使ってやっているものでございます。もちろんその中におきましては、必要な技術者がどういうふうなものになるかっていう部分につきましては、プロポーザルをする中で審査して決定しているという問題でございますので、その手法という部分につきましては、入札の方法は今多様な入札が行われております。それぞれに応じて、今議員おっしゃられるように資格をどういうふうに求めていくかっていう部分はそれぞれのルールに基づいて行っていくという形でございますので、これらにつきましては引き続きそれぞれの各法に基づいて適正に対応していきたいというふうに考えております。

議長（北元 豊君） 宇野議員。

12番（宇野武則君） 先ほど申し上げましたように、東広島と廿日市と大竹、人口皆調べて、後文書を出しますが、是非この3市、プロポーザルでやっております、業者は。だから、放送法に係るものと事業に係るものがどういうふうに区分されとるか、是非市の議会からの質問ですから、市の方で対応されて報告して頂きたいと思います。

3回目になりますが、市長答弁の方から質問してまいりたいと思います。

確かに平成27年6月答弁です。下請金額は資格者の提出を求める内容となっていない。設計の主要部分は何の業者が行ったのか、システム通信に支払われた金額、設計のどの部分か。

市長のこの上の答弁から、設計主要部分は何の業者がやったのか、確かにシステム通信と三伸エンジニアリングに竹原ケーブルネットから再委託されとるのは文書ではわかっておりますが、あなた方は当然、公金ですから、4,000万円竹原ケーブルネットへ丸投げしたから、あとの下請が何じゃろうが何でもありません、全部任せたんですというわけにいかんのよ。しかし、文書は出とるんじゃから。京都の業者は2012年に倒産しておりますが、おそらく私の経験からしたら、2010年ぐらいはもう銀行停止になって、銀行停止になったら納税義務も果たしていないんじゃないかというふうに想定されますが。この遠いところへ委託した理由も私はよう疑問視しておるんです。広島県におるんです、何社も。だから、システム通信に3遍支払われた金額はどのような内容なのか伺っておきます。

議長（北元 豊君） 総務部長。

総務部長（中川隆二君） 竹原ケーブルネットワークから下請に出された内容ということでございますが、議員も情報公開の中で資料を請求されているということで、下請負人選定通知書というのも発行させて頂いておろうと思います。その中で、先ほど言いましたシステム通信については、総務省申請に関する業務を再委託をされております。それから、三伸システムエンジニアリングの方には、実施設計業務のうち光ファイバーケーブル敷設に関する申請業務、それからシステム設計業務、業者選定支援、設計監理業務として監理業務、完了検査ということで、こちらについても、ただし各項目の原稿作成までを委託し、その内容確認と最終仕上げ作業は当社が担当します、当社というのは繰り返しのなりますが竹原ケーブルネットワークが最終的には元請業者として全責任を負うという内容になっておるものでございます。

議長（北元 豊君） 宇野議員。

12番（宇野武則君） だから、元請の幹線ケーブル、これは別事業なんです、独立した事業ですよ。だから、放送法に基づく附帯工事と違うんです。だから、私は全部やる能力があったらよそへ出さんでもええ。能力がないからよそへ出した。だから、出したんじゃから誰が、竹原ケーブルネットにどういう技術者がおってこの幹線ケーブルの設計をして、どういう氏名の方がどういう技術を持ってやったんかということ、また後ほどで結構ですからお知らせ頂きたいと思います。

それから、同じく27年6月市長答弁で、幹線引き込み工事は補助対象、双方一体で施工、材料費、労務費、電柱への共架申請手続など諸経費を積み上げて、引き込み件数1,931件、分納金額を算出、平成23年1期、2期、引き込み件数は994件、1件当たりの工事費は11万円と答弁されております。私は、この答弁は8万8,000円からどういふことでこのような答弁をされたのか、この情報公開の公文書でも、23年1期、2期は8万8,000円と7万5,000円の2つに分けて公文書を頂いております。市長のこの答弁と相当な開きがあるんです。この点について、もう一度お伺いしておきます。

それから、件数についても、22年は3,000件、23年度は3,200件という答弁を頂いております。公文書で回答頂いておりますが、この件数についても相当な開きがあると思いますが、その点についてあわせてお伺いしておきます。

議長（北元 豊君） 総務部長。

総務部長（中川隆二君） 情報通信基盤整備事業のうちの引き込み件数の数値ということでございますが、議員の方が情報公開の、うちに聞かれた時には、我々の方としては件数



ということでお聞きしてましたから、利用者、いわゆる加入者の件数を御報告している時期もございます。先ほど、これまでの議会での市長の答弁ということもございますが、一度整理をさせて頂きたいのですが、引き込み工事というのは幹線からお宅の軒先、軒下と申しますか、そこまでが引き込み工事、そこから宅内は加入者の宅内工事ということで、加入者と引き込み件数というのは当然違っておまして、公共事業でやりました23年度の事業につきましては、引き込み工事が1期が868件、2期が126件、それで当時の利用者、いわゆる加入者、申込者、宅内工事をされる方々が、1期においては1,069件、2期においては200件ということで、当時議員が情報公開された時には、我々の方は件数というお問い合わせであったために、実はこの利用者、加入者の件数で御報告をさせて頂いております。6月の市長答弁ということもございますけれども、これについては引き込み工事の御質問であったため、引き込み件数で割った金額を御答弁申し上げているということで、この質問の仕方によりましては、引き込み件数であったり加入者の件数であったりということで、いずれも正しい数字であるというふうに認識しております。

議長（北元 豊君） 宇野議員。

12番（宇野武則君） 市長の答弁は、一貫して幹線と引き込み工事を同一で答弁しとる。ずっと私去年の質問の内容を精査したんよ。違うんです。幹線ケーブルは全市やったんです、全市。この事業費は別事業費なんです。引き込み工事というのは、要するに募集して希望者が申請して引き込みを戸口までやるのが引き込み工事費になる、それが8万8,000円なんです。初めからのチラシへ全部載っこんです、8万8,000円。要するに申請がゼロだったら引き込み工事費は0なんよ。1,000件なら1,000件分の事業費が要るわけです。そうじゃないんですか。私の理解が。幹線ケーブルは全市やったんです、全市。あそこへ引き込み工事の申請があったから、はい、工事やれじゃないんです。だから、電柱も中電、NTTに調査の段階で全部の事前の使用了解をとって、そこへ申請せんにゃいかんのです。段階があるんです。他人の財産へ設置するわけにいかんじやから。だから、1回目の交渉と2回目の交渉が膨らんだのはわかるんです。幹線を市内のどこからどこまで引くというんが、調査の段階で確定したら設計をするんです。よその電柱へ設計してから使わさんというたらどうなる。そんなばかな業者はない。一般の業者でもそうなんよ。地権者の同意をとらんじやできるわけないんよ。そこをちょっと道路使わせてくださいという、道路の了解をとって初めてそこが使用できる。だから、この電柱の2社の使用料というのは、設計の前に合意をとらんと設計できるわけないでしょう。よ

その家まで入って設計できんのだから。あなたは全部これ、私は結論的には金を出すだけが市の仕事だと、事業に対する主導権というのは一個もないんよ。何遍も何遍も文書をもろうてようわかっとなる。だから、そういう我々が、質問するんだからもうちょっとわかりやすいように、引き込み工事の申請をしたら契約して、幹線ケーブルから家まで引くのが引き込み工事費になる、それが公費。あなたのところは公費じゃない、竹原ケーブル、タネットがやったんじゃないというような、この間議長の部屋で言った方もおったが、そうじゃない、初めから公費になっとなるんよ、22年、23年が。これは市長答弁、あなた方、私の質疑を精査して、市長答弁と突然27年6月にこういうような、これ副市長はようわかってると思うんですが、全体予算の中で事務経費、たとえば保険とか事務所をやるとか土地を借るとか、事務経費と実際の事業費というのは別なんです。これは頭から引くんです、業者は。だから、頭から別予算で積算しとるんです。

議長（北元 豊君） もう最後の時間になります。

12番（宇野武則君） 今後続いてやりますが、市長答弁が、この情報公開等に違ったような答弁を絶対にしちゃいけませんぞ。

議長（北元 豊君） 終わります。

以上をもって12番宇野武則議員……。

12番（宇野武則君） 答弁だけもらえや、慌てんでも。質問した時間があるじゃろうが、答弁ぐらいもらえや。質問した時間まで放棄するんじゃないんで、私は。

議長（北元 豊君） 答弁を。

総務部長。

総務部長（中川隆二君） 22年度、23年度の地域情報通信基盤整備の幹線から軒先までの引き込み工事の御質問でございますけれども、これまでも御答弁させて頂いておりますとおり、22年度については引き込み工事も含めて補助対象になったということで公共工事で実施をしている、それから23年度については、引き込み工事のみの内容となっておりますけれども、これについてはそれまでの加入申し込み状況、それから22年度の整備状況を踏まえて、単市で約1億円、議員も知っておられますような、1期が9,400万円、2期が1,400万円ということで工事を実施してございます。先ほど御説明を致しましたとおり、引き込み工事については、1期が868件、2期については126件ということで、引き込み工事の件数を尋ねられた場合にはこの数字をお答えしました。

それから、情報公開での件数と食い違っているという部分については、繰り返しになり

ますけれども、加入件数ということで、1期については1,069件、2期については200件ということでお答えさせて頂いておりまして、1件当たりの8万8,000円とかという議員の御質問については、そういうふうに御質問を頂いたので、単純に工事費を引き込み件数、もしくは加入件数で割った金額をお答えしているという状況でございます。

以上でございます。

議長（北元 豊君） 以上をもって12番宇野武則議員の一般質問を終結致します。

これをもって一般質問を終結致します。

お諮り致します。

予算特別委員会審査などのため、ただいまから3月16日まで休会に致したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） 御異議なしと認めます。よって、ただいまから3月16日まで休会とすることに決しました。

3月17日に本会議を再開することとし、本日はこれにて散会致します。

午前11時09分 散会